

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 3 月 15 日

株主各位

東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号  
オリコン株式会社  
代表取締役 小池 恒

当社は、平成 25 年 1 月 30 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 3 月 31 日と定めましたので公告いたします。ただし、平成 25 年 3 月 31 日が株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は平成 25 年 3 月 29 日となります。

以上

### <お知らせおよびご注意>

1. 上記株式分割に併せ、当社は、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用するとともに、発行可能株式総数を 62,845,200 株に変更いたします。平成 25 年 3 月 27 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更となります。
2. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 4 月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
3. 平成 25 年 4 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
4. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。  
特別口座管理機関 三井住友信託銀行  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-782-031